

日立市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

日立市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月4日提出

日立市長職務代理者

日立市副市長 梶山 隆範

(提案説明)

日立市消防本部北部消防署の位置を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

日立市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表日立市消防本部北部消防署の項中「日立市日高町3丁目22番15号」を「日立市日高町2丁目13番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。